【有償配布 や Web(ホームページ, ブログ, facebook 等)へのアップロード・転載はお止めください】
【リンクはご自由にお貼りください】
「結婚の自由をすべての人に」東京第二次訴訟(東京高裁)控訴審第3回期日(20250520)で被控訴人から提出された書面です.

[redacted]

副本

令和６年（ネ）第１８６１号　「結婚の自由をすべての人に」訴訟控訴事件

控 訴 人　　山縣真矢　ほか７名

被控訴人　　国

準備書面(1)

令和７年５月８日

東京高等裁判所第２４民事部イ係　御中

被控訴人指定代理人　安　實　涼　子

橋　本　政　和

福　田　恭　平

市　原　麻　衣

大　和　玲　衣　羅

寺　本　大　介

小　林　綾　乃

倉　重　龍　輔

今　村　謙　介

[redacted]

【有償配布 や Web(ホームページ, ブログ, facebook 等)へのアップロード・転載はお止めください】
【リンクはご自由にお貼りください】
「結婚の自由をすべての人に」東京第二次訴訟(東京高裁)控訴審第3回期日(20250520)で被控訴人から提出された書面です.

上　田　博　章
石　川　亮　太
神　戸　　　翼
[redacted]

【有償配布 や Web(ホームページ，ブログ，facebook 等)へのアップロード・転載はお止めください】
【リンクはご自由にお貼りください】
「結婚の自由をすべての人に」東京第二次訴訟(東京高裁)控訴審第3回期日(20250520)で被控訴人から提出された書面です.

[redacted]

第１　控訴人ら第４準備書面に対する反論 ____ 5

１　控訴人らの主張は、国会には、現行の法律婚制度を法律上同性のカップル（ないしその子）が利用することができるように本件諸規定を改正する義務があることをいうものであり、これに収れんされること 5

(1)　控訴人らの主張 5

(2)　被控訴人の反論 6

２　本件諸規定の憲法適合性の判断においては、憲法が、現行の婚姻制度（異性婚）のみならず、同性間の婚姻を認める法制度を創設することまで要請しているかが問題となること 8

(1)　控訴人らの主張 8

(2)　被控訴人の反論 9

第２　控訴人ら第５準備書面に対する反論 ____ 10

１　本件諸規定は憲法２４条１項及び２項に違反するものではないこと 10

(1)　控訴人らの主張 10

(2)　控訴人らの主張する「婚姻の自由」は、平成２７年夫婦別姓訴訟最高裁判決や最高裁令和３年決定が前提としている「婚姻をするについての自由」とは異なるものであること 10

(3)　憲法２４条１項は、同性間の人的結合関係を対象とすることを想定しておらず、同条２項は同条１項を前提とした規定であり、同条２項における立法上の要請及び指針も、婚姻が異性間の人的結合関係を対象とするものであることを前提としていること 12

(4)　憲法２４条が条文の文言として定める「両性」や「夫婦」といった文言の日本語としての意味や文法が重視・尊重されなければならないことについて 14

(5)　法律上同性のカップルを対象とする婚姻制度を創設する立法がされていないことの憲法２４条の適合性の判断に当たって、嫡出子の仕組みなど、法律

【有償配布 や Web(ホームページ, ブログ, facebook 等)へのアップロード・転載はお止めください】
【リンクはご自由にお貼りください】
「結婚の自由をすべての人に」東京第二次訴訟(東京高裁)控訴審第3回期日(20250520)で被控訴人から提出された書面です.

上の親子関係をいかに定めるべきかなどといった婚姻に関する諸制度の検討は問題とならないという控訴人らの主張は、その前提を誤ったものであり、理由がないこと 17
2　本件諸規定は憲法１４条１項に違反するものではないこと 22
(1)　控訴人らの主張 22
(2)　被控訴人の反論 22
第３　控訴人ら第６準備書面に対する反論 ________________________ 26
1　控訴人らの主張 26
2　被控訴人の反論 26

【有償配布 や Web(ホームページ, ブログ, facebook 等)へのアップロード・転載はお止めください】
【リンクはご自由にお貼りください】
「結婚の自由をすべての人に」東京第二次訴訟(東京高裁)控訴審第3回期日(20250520)で被控訴人から提出された書面です.

被控訴人は、本書面において、控訴人らの令和7(2025)年1月9日付け控訴審第4準備書面(以下「控訴人ら第4準備書面」という。)、同月14日付け控訴審第5準備書面(以下「控訴人ら第5準備書面」という。)及び同日付け控訴審第6準備書面(以下「控訴人ら第6準備書面」という。)に対し、必要と認める限度で反論する。

なお、略語については、本準備書面において新たに定めるもののほか、従前の例による。

第1　控訴人ら第4準備書面に対する反論

1　控訴人らの主張は、国会には、現行の法律婚制度を法律上同性のカップル(ないしその子)が利用することができるように本件諸規定を改正する義務があることをいうものであり、これに収れんされること

(1) 控訴人らの主張

控訴人らは、被控訴人が控訴人らの主張のうち「従たる主張1及び従たる主張2は、結局のところ、現行の婚姻制度(異性婚)に加えて同性婚を認める法制度を創設しないことの憲法適合性判断を求めるものとして主たる主張に収れんされるものにすぎない。」と述べた(控訴答弁書第3の1(1)・9ないし11ページ)ことに対し、「主たる主張、従たる主張1、従たる主張2の間には、法律上同性のカップルの親密関係を保護する法制度として憲法がどこまでを要請しているかという点に段階的な違いがあり、その結果、どのような制度をもって十分とすることが許容されるかという点に関し、(中

【有償配布 や Web(ホームページ, ブログ, facebook 等)へのアップロード・転載はお止めください】
【リンクはご自由にお貼りください】
「結婚の自由をすべての人に」東京第二次訴訟(東京高裁)控訴審第3回期日(20250520)で被控訴人から提出された書面です.

[redacted]

略）違いがある。」と主張する（控訴人ら第４準備書面・５及び６ページ）。

(2) 被控訴人の反論

控訴答弁書第３の１(2)（１１及び１２ページ）で述べたとおり、そもそも、立法不作為が違憲と判断されるのは、憲法上立法義務が存在する場合に限定されることから、立法不作為が違憲審査の対象となるためには、まず立法義務の存在を確認する必要があるとされ（高橋和之・体系憲法訴訟１３５ページ）、法制度を創設しないという立法不作為が憲法適合性判断の対象となるためには、その前提として、憲法上どのような立法義務が存在するのかを控訴人らにおいて主張する必要がある。しかし、従たる主張１は、「現行の法律婚制度を含む婚姻制度」が現行の婚姻制度と何が違うのか明らかではなく、従たる主張２も、「現行の法律婚制度を含む家族制度」の趣旨が明確ではなく、いずれも、行われるべき立法措置の内容との関係は不明である。

---

[1] なお、控訴人らは、控訴人ら第４準備書面において、主たる主張、従たる主張１及び従たる主張２の内容を、それぞれ、以下のとおり整理した。

① 主たる主張
「憲法２４条１項、同２項及び憲法１４条１項は、①法律上同性のカップルに対し、その親密関係を婚姻として保護する制度、すなわち、婚姻制度の利用を保障し、かつ、②そのような婚姻制度として本件諸規定に基づく現行の法律婚制度の利用を保障しているのであるから、本件諸規定は、法律上同性のカップルに対し、現行の法律婚制度の利用を認めていない点において、上記各憲法の条項に違反する。」（控訴人ら第４準備書面・３及び４ページ）

② 従たる主張１
「仮に、憲法２４条１項、同２項及び憲法１４条１項が法律上同性のカップルに対し現行の法律婚制度の利用を保障しているとまでは言えないとしても、上記憲法の各条項は法律上同性のカップルに対し婚姻制度の利用を保障しているのであるから、法律上同性のカップルに対し、現行の法律婚制度を含む婚姻制度の利用を認めない本件諸規定、または婚姻制度の利用を保障する立法の不存在は上記各憲法の条項に違反する。」（控訴人ら第４準備書面・４ページ）

③ 従たる主張２
「万が一、憲法２４条１項、同２項及び憲法１４条１項が法律上同性のカップルに対し婚姻制度の利用までは保障しているとは言えないとしても、上記憲法の各条項は法律上同性のカップルに対し家族制度の利用を保障しているのであるから、法律上同性のカップルに対し、現行の法律婚制度を含む家族制度の利用を何ら認めない本件諸規定、または家族制度の利用を保障する立法の不存在は上記各憲法の条項に違反する。」（控訴人ら第４準備書面・４ページ）

【有償配布 や Web(ホームページ，ブログ，facebook 等)へのアップロード・転載はお止めください】
【リンクはご自由にお貼りください】
「結婚の自由をすべての人に」東京第二次訴訟(東京高裁)控訴審第3回期日(20250520)で被控訴人から提出された書面です.

控訴人らは、被控訴人による上記のような批判を踏まえてか、控訴人ら第４準備書面において、従たる主張１及び２により行われるべき立法措置の内容を特定しようとしたものの、従たる主張１については「法律上同性のカップル（とその子）が現行の法律婚制度又はそれと同等の婚姻制度を利用できるように」（同準備書面・９ページ）立法措置を講じることが求められ、従たる主張２については「法律上同性のカップル（とその子）が現行の法律婚制度、それと同等の法律上別の婚姻制度又はそれ以外の家族制度を利用できるように」（同準備書面・１２ページ）立法措置を講じることが求められる旨述べるにとどまり、「それ（引用者注：現行の法律婚制度）と同等の婚姻制度」、「家族制度」の内容は、およそ明確とはいえない。

加えて、控訴人らは、「諸外国で構築されたようなＰＡＣＳや法定同棲などの婚姻に類似した法制度は憲法２４条２項の要請を満たさず」（控訴理由書(2)・６ページ）、「法律上同性のカップルにのみその（引用者注：現行の法律婚制度のこと）利用を認めないことは、「個人の尊重」や「法の下の平等」だけでなく、法律上同性のカップル（とその子）に対し、二級市民であり、劣った存在であるというレッテルを貼ることにより「個人の尊厳」を侵害するものである」（控訴理由書(2)・４１ページ）として、現行の法律婚制度以外の制度については、法律上同性のカップル（とその子）の「個人の尊厳」を侵害するものである旨主張していることからすれば、控訴人らが主張する、国会の執るべき立法措置の内容は、パートナーシップ制度等といった婚姻以外の制度を創設することではなく、飽くまで現行の法律婚制度を法律上同性のカップル（ないしその子）が利用することができるように本件諸規定を改正することをいうものであると解するほかない。

以上によれば、控訴人らの主張は、結局のところ、国会には、現行の法律婚制度を法律上同性のカップル（ないしその子）が利用することができるように本件諸規定を改正する義務があることをいうもの（主たる主張）であっ

【有償配布 や Web(ホームページ, ブログ, facebook 等)へのアップロード・転載はお止めください】
【リンクはご自由にお貼りください】
「結婚の自由をすべての人に」東京第二次訴訟(東京高裁)控訴審第3回期日(20250520)で被控訴人から提出された書面です.

て、従たる主張１及び２はこれに収れんされる。したがって、控訴答弁書第３の１(3)（１２ページ）で述べたとおり、本件において、現行の法律婚制度と異なる「法制度」が存在しないことの憲法適合性を判断する必要はなく、かつ、これについて判断することは不相当である。

2　本件諸規定の憲法適合性の判断においては、憲法が、現行の婚姻制度（異性婚）のみならず、同性間の婚姻を認める法制度を創設することまで要請しているかが問題となること

(1)　控訴人らの主張

控訴人らは、被控訴人が「本件事案の本質的な問題は、現行の婚姻制度に加えて同性婚を認める法制度を創設しないことの憲法適合性」であると述べた（控訴答弁書第３の２(2)・１３及び１４ページ）ことについて、「被控訴人によるこのような土俵設定は、法律上同性のカップルに対し憲法２４条１項、２項及び１４条１項による保障が及ばないことを当然の前提としているが、そのような前提自体が誤って」いる（控訴人ら第４準備書面・１９及び２０ページ）、「本件の憲法判断では憲法２４条１項、２項、１４条１項という人権条項の違反の有無が中心的な論点となる。被控訴人の土俵設定は、根本的に誤りであるとともに、本件における憲法問題の本質から目を背けさせようとする点で不当である」（同準備書面・２１ページ）などと主張する。控訴人らの主張の趣旨は、上記記載のみからは判然としないものの、控訴人らにおいて、「本件において問題となっているのは、婚姻の自由、すなわち、「個人の尊厳」という憲法自身がその拠り所とする最も重要な価値と結びついたかけがえのない権利・利益の保障を拒否し、あるいは「剥奪」（括弧内省略）することが憲法上許容されるかどうか」であると主張していた（控訴理由書(1)・１３及び１４ページ）ことも踏まえれば、控訴人らは、本件諸規定により、正当な理由なく、異性間の人的結合関係にのみ婚姻制度による積極的な保護や法的な利益の供与が認められ、当該制度から同性間の

【有償配布 や Web(ホームページ, ブログ, facebook 等)へのアップロード・転載はお止めください】
【リンクはご自由にお貼りください】
「結婚の自由をすべての人に」東京第二次訴訟(東京高裁)控訴審第3回期日(20250520)で被控訴人から提出された書面です.

人的結合関係が排除されている、すなわち同性愛者等の「婚姻の自由」が侵害されているとの理解を前提に、憲法適合性判断に係る「土俵設定」がされるべきと主張するものと解される。

(2) 被控訴人の反論

しかし、同性間の人的結合関係について「婚姻をするかどうか、いつ誰と婚姻をするか」を当事者間で自由に意思決定し、故なくこれが妨げられないという意味における「婚姻をするについての自由」が憲法２４条１項により保障されているとの前提をとり得ないことは、控訴答弁書第４の１(2)イ（１７ないし１９ページ）で述べたとおりである。そして、被控訴人原審第２準備書面第４の２(4)イ(ア)（１６ないし１８ページ）及び同第７準備書面第１の２(3)（９ないし１１ページ）において述べたとおり、「婚姻をすることについての自由」は、法制度を離れた生来的、自然権的な権利又は利益として憲法で保障されているものではなく、控訴人らが「婚姻の自由」として主張するものの内実は、個人の尊厳と両性の本質的平等に立脚すべきことを規定する憲法２４条２項の要請に従って創設された現行の婚姻制度の枠を超えて、同性間の人的結合関係についても婚姻と同様の積極的な保護や法的な利益の供与を認める法制度の創設を国家に対して求めるものにほかならないのであって、国家からの自由を本質とするものということもできない。この点については、仮に本件諸規定が違憲無効であると判断されたとしても、現行の婚姻制度が違憲無効となるだけで、直ちに本件諸規定の下で同性婚が法律上可能となるものではないことをも加味すると、より一層明らかである。

したがって、本件事案の本質的な問題は、現行の婚姻制度に加えて同性婚を認める法制度を創設しないことの憲法適合性であって、「被控訴人の土俵設定は、根本的に誤りであるとともに、本件における憲法問題の本質から目を背けさせようとする点で不当である」などという控訴人らの前記(1)の主張は当を得ないものである。

【有償配布 や Web(ホームページ, ブログ, facebook 等)へのアップロード・転載はお止めください】
【リンクはご自由にお貼りください】
「結婚の自由をすべての人に」東京第二次訴訟(東京高裁)控訴審第3回期日(20250520)で被控訴人から提出された書面です.

第２　控訴人ら第５準備書面に対する反論

１　本件諸規定は憲法２４条１項及び２項に違反するものではないこと

(1) 控訴人らの主張

控訴人らは、「本訴訟では、（中略）憲法２４条１項を今日的に解釈した場合に、法律上同性のカップルにも同項の「婚姻の自由」の保障が及び、現行の法律婚制度の利用が保障されるかどうかが最重要点なのである。」（控訴人ら第５準備書面・７ページ）とした上で、「憲法２４条１項の「婚姻」の意義は、「婚姻の本質」を満たす関係に対し、広く開放されていると考えるべき」であり（控訴人ら第５準備書面・１３ページ）、「法律上同性のカップルであっても、（中略）「婚姻の本質」を満たす関係を築くことができ、ゆえに「自らの自由意思により人生の伴侶と定めた相手との永続的な人的結合関係について配偶者として法的身分関係の形成ができること」が「個人の人格的存在と結びついた重要な法的利益であること」も法律上異性のカップルと変わりがない」（控訴人ら第５準備書面・２０ページ）などとして、「憲法２４条１項にいう「婚姻」には法律上同性間の人的結合関係も含まれ、法律上同性のカップルの「婚姻の自由」も（中略）同項により保障されているというべきである。」（同ページ）と主張する。

また、控訴人らは、「仮に、憲法２４条１項が直接適用されない場合でも、同条２項が直接または類推適用され、同項独自の審査が行われるべき」（控訴人ら第５準備書面・３９ページ）であるとした上で、「法律上同性のカップルに現行の法律婚制度を利用させないことが憲法２４条２項に反する」（同ページ）と主張する。

(2) 控訴人らの主張する「婚姻の自由」は、平成２７年夫婦別姓訴訟最高裁判決や最高裁令和３年決定が前提としている「婚姻をするについての自由」とは異なるものであること

【有償配布 や Web(ホームページ, ブログ, facebook 等)へのアップロード・転載はお止めください】
【リンクはご自由にお貼りください】
「結婚の自由をすべての人に」東京第二次訴訟(東京高裁)控訴審第3回期日(20250520)で被控訴人から提出された書面です.

ア　平成２７年夫婦別姓訴訟最高裁判決は、憲法２４条１項について、「婚姻をするかどうか、いつ誰と婚姻をするかについては、当事者間の自由かつ平等な意思決定に委ねられるべきであるという趣旨を明らかにしたものと解される。」と判示しているところ、同判示に関しては、「「婚姻をするかどうか、いつ誰と婚姻するか」を当事者間で自由に意思決定し、故なくこれを妨げられないという意味において、「婚姻をするについての自由」が保障されているとはいえると考えられ、本判決はこの趣旨を明らかにしたもの」と解されている（畑佳秀・最高裁判所判例解説民事篇平成２７年度（下）７４９及び７５０ページ）。その上で、上記判決は、「本件規定（引用者注・夫婦が婚姻の際に定めるところに従い夫又は妻の氏を称すると定める民法７５０条の規定）は、婚姻の効力の一つとして夫婦が夫又は妻の氏を称することを定めたものであり、婚姻をすることについての直接の制約を定めたものではない。仮に、婚姻及び家族に関する法制度の内容に意に沿わないところがあることを理由として婚姻をしないことを選択した者がいるとしても、これをもって、直ちに上記法制度を定めた法律が婚姻をすることについて憲法２４条１項の趣旨に沿わない制約を課したものと評価することはできない。」と判示しているところ、畑・前掲解説７５１ページでは、「この場面における「婚姻」とは、現在の法制度に基づく婚姻をいうのであって、仮にその婚姻の内容に意に沿わないところがあることを理由として婚姻をしないことを選択した者がいるとしても、それは、むしろ法制度の内容をどのように定めるべきかという制度の構築の問題であって、国会の立法裁量の範囲を超えるものであるか否かの検討の場面で考慮すべき事項である」と解説されている。

さらに、最高裁令和３年決定の深山卓也裁判官、岡村和美裁判官及び長嶺安政裁判官の共同補足意見においても、「憲法２４条１項は、婚姻をするかどうか、いつ誰と婚姻をするかについては、当事者間の自由かつ平等な

【有償配布 や Web(ホームページ，ブログ，facebook 等)へのアップロード・転載はお止めください】
【リンクはご自由にお貼りください】
「結婚の自由をすべての人に」東京第二次訴訟(東京高裁)控訴審第3回期日(20250520)で被控訴人から提出された書面です．

意思決定に委ねられるべきであるという趣旨を明らかにしたものであるところ、ここでいう婚姻も法律婚であって、これは、法制度のパッケージとして構築されるものにほかならない。」とされている。

イ　以上からすると、平成２７年夫婦別姓訴訟最高裁判決や最高裁令和３年決定は、憲法２４条１項にいう「婚姻」とは、現在の法制度に基づく婚姻であって、「婚姻をするについての自由」とは、現在の法制度に基づく婚姻をするかどうか、いつ誰と現在の法制度に基づく婚姻をするかどうかを当事者間で自由に意思決定し、故なくこれを妨げられない自由をいうものと捉えているといえる。そうすると、上記判決及び決定は、現在の法制度に基づく婚姻を離れた、法制度化されていない何らかの婚姻制度を念頭に、「婚姻をするについての自由」を認めているものではない。

ウ　他方、控訴人らが主張する「婚姻の自由」とは、法律上の同性・異性に関わりなく「自らの自由意思により人生の伴侶と定めた相手との永続的な人的結合関係について配偶者として法的身分関係の形成」をする自由をいうものと解される。

しかし、現在の法制度に基づく婚姻が、飽くまで一対の男女間による婚姻意思の合致と届出によって成立するものである以上、控訴人らが主張する「婚姻の自由」は、現在の法制度に基づく婚姻を離れた、法制度化されていない何らかの婚姻制度を念頭に、「婚姻をするについての自由」をいうものと解するほかない。

そうすると、かかる控訴人らの主張する「婚姻の自由」は、平成２７年夫婦別姓訴訟最高裁判決や最高裁令和３年決定が前提としている「婚姻をするについての自由」とは異なるものである。

(3)　憲法２４条１項は、同性間の人的結合関係を対象とすることを想定しておらず、同条２項は同条１項を前提とした規定であり、同条２項における立法

【有償配布 や Web(ホームページ, ブログ, facebook 等)へのアップロード・転載はお止めください】
【リンクはご自由にお貼りください】
「結婚の自由をすべての人に」東京第二次訴訟(東京高裁)控訴審第3回期日(20250520)で被控訴人から提出された書面です.

上の要請及び指針も、婚姻が異性間の人的結合関係を対象とするものであることを前提としていること

ア　控訴答弁書第４の１⑵イ（１７ないし１９ページ）で述べたとおり、憲法２４条１項は、「両性」及び「夫婦」という文言を用いており、一般的に、「両性」とは、両方の性、男性と女性を意味し、「夫婦」とは、夫と妻又は適法の婚姻をした男女の身分を意味する（新村出編・広辞苑第７版２５２６及び３０９５ページ）ことからすると、同項は、異性間の人的結合関係のみを婚姻の対象として予定しているものと解するのが相当である。このことは各種学説においても同旨の指摘がされているほか（乙第１５号証ないし乙第１７号証）、憲法２４条１項の制定過程及び憲法審議における議論の状況（乙第２２号証４８６及び４９４ページ）を踏まえれば、同項にいう「両性」及び「夫婦」が男女を意味するものであることは一層明白である。このように、憲法２４条１項は、婚姻について異性間の人的結合関係のみを対象としており、同性間の人的結合関係を対象とすることを想定していないことは明らかであることからすると、同項の定める婚姻が異性間の人的結合関係のみを対象とするものとして本件諸規定により制度化され、同性間の人的結合関係を対象とするものとして制度化されない事態（差異）が生じることは、憲法２４条が婚姻について異性間の人的結合関係のみを対象とすることを明文で定め、婚姻に係る法制度の構築を法律に委ねていることの当然の帰結にすぎない。そうすると、同性間では本件諸規定に基づき婚姻をすることができないことは、憲法自体が予定し、かつ許容するものであり、異性間の人的結合関係を婚姻の対象とし、同性間の人的結合関係を婚姻の対象としないことを前提とする本件諸規定は、憲法２４条１項に違反するものではない。

イ　そして、控訴答弁書第４の１⑵ア（１６及び１７ページ）及びウ（１９ないし２３ページ）で述べたとおり、憲法２４条２項は、婚姻及び家族に

【有償配布 や Web(ホームページ, ブログ, facebook 等)へのアップロード・転載はお止めください】
【リンクはご自由にお貼りください】
「結婚の自由をすべての人に」東京第二次訴訟(東京高裁)控訴審第3回期日(20250520)で被控訴人から提出された書面です.

関する事項について、具体的な制度の構築を第一次的には国会の合理的な立法裁量に委ねるとともに、その立法に当たっては、個人の尊厳と両性の本質的平等に立脚すべきであるとする要請、指針を示すことによって、その裁量の限界を画したものであるところ（再婚禁止期間違憲判決）、同項における立法上の要請及び指針は、形式的にも内容的にも、同条１項の存在及び内容を前提とすることが明らかである（平成２７年夫婦別姓訴訟最高裁判決も同旨の判示をしているところである。）。そして、前記アのとおり、憲法２４条１項が、婚姻について異性間の人的結合関係のみを対象としていることに加え、同条２項においても、同条１項と同じく「両性」といった男性と女性の両方の性を意味する文言が用いられていることからすれば、同条２項も、飽くまで婚姻が異性間の人的結合関係を対象とするものであることを前提として、これを具体化する制度の整備を立法府に要請するものであることが明らかである。そうすると、異性間の人的結合関係を婚姻の対象とし、同性間の人的結合関係を婚姻の対象としないことを前提とする本件諸規定は、憲法２４条２項に違反するものでもない。

(4) 憲法２４条が条文の文言として定める「両性」や「夫婦」といった文言の日本語としての意味や文法が重視・尊重されなければならないことについて

ア　控訴人らは、「法の解釈にあたっては、その文言のみならず、当該条文の趣旨・目的や社会の変化を踏まえなければならない。」（控訴人ら第５準備書面・９ページ）、「辞書的意味に拘泥した硬直的な解釈を行うとすれば、不当な結論となる」（同準備書面・１０ページ）とした上、憲法２４条に「「両性」との文言が用いられているのは、憲法制定当時においては、（中略）性的少数者が「異常」であり、「逸脱」する存在であるとする誤った認識が社会的に共有されていたがために、法律上同性の者どうしが婚姻（中略）するということに思いが至らなかったからにすぎない。」（同準備書面・１１ページ）とし、「「両性」等の文言は、当然に「両当事者」の意に置き換え

【有償配布 や Web(ホームページ, ブログ, facebook 等)へのアップロード・転載はお止めください】
【リンクはご自由にお貼りください】
「結婚の自由をすべての人に」東京第二次訴訟(東京高裁)控訴審第3回期日(20250520)で被控訴人から提出された書面です.

て読解されるべき」(同準備書面・１２ページ)と主張する。また、控訴人らは、自身の主張を支えるものとして、同種訴訟において、東京高等裁判所令和６年１０月３０日判決(甲Ａ第７１０号証。以下「東京高裁判決(１次)」という。)が、「「両性」、「夫婦」という文言を用いる憲法２４条の規定をもって(中略)同性間の人的結合関係には(引用者注：男女間の人的結合関係と)同様の法的保護を与えないことを憲法自体が予定し、許容する趣旨であると解することはでき」ないと判示したことを引用する(同準備書面・１１ページ注４)。

イ　しかし、法の解釈に際しては、条文の文言の日本語としての意味や文法が重視・尊重されなければならず、文言からかけ離れた解釈が許されないのは当然であり、法解釈といっても、現に存在する成文の法令の文言を全く離れて飛躍することはできない(林修三「法令解釈の常識」２５ページ・乙第３７号証参照)。取り分け、憲法２４条のように、「両性」や「夫婦」など、その字義が一義的に明らかである条項について、その字義とは全く別の意味の解釈を採ることは、現に存在する成文の法令の文言を全く離れて飛躍した解釈をしたものというほかなく、法解釈としては許されないものである。

ウ　なお、東京高裁判決(１次)は、「日本国憲法の制定時の審議過程においても、これを受けた昭和２２年民法改正の審議過程においても、当時の社会通念に従い、婚姻とは男女間の人的結合関係をいうものであることを当然の前提として議論がされたにとどまり、同性婚の可否等については議論に上ることがなかったものである(括弧内略)。そうすると、「両性」、「夫婦」という文言を用いる憲法２４条の規定をもって、性愛の対象とする相手を人生の伴侶と定めて共同生活を営むという永続的な人的結合関係が、性的指向によっては、同性間で成立し得ることを想定した上で、男女間の人的結合関係のみを法的な保護の対象とし、同性間の人的結合関係には同

【有償配布 や Web(ホームページ, ブログ, facebook 等)へのアップロード・転載はお止めください】
【リンクはご自由にお貼りください】
「結婚の自由をすべての人に」東京第二次訴訟(東京高裁)控訴審第3回期日(20250520)で被控訴人から提出された書面です.

様の法的保護を与えないことを憲法自体が予定し、許容する趣旨であると解することはできず、憲法２４条の規定があることを根拠として、男女間の婚姻のみを認め、同性婚は認めないことにつき、憲法１４条１項違反の問題が生じ得ないということはできない。」と判示した(甲Ａ第７１０号証・４８及び４９ページ)。

しかし、憲法及び本件諸規定が異性婚を前提としたのは、当時の社会通念に従ったにとどまらず、そこに合理的な根拠があったが故のことである。すなわち、控訴答弁書第４の２(3)アないしウ（４４ないし４９ページ）で述べたとおり、憲法及び民法は、婚姻が生殖と子の養育を目的とする男女の結合であるとの我が国の伝統、慣習が制度化されたものであり、本件諸規定の目的は、一人の男性と一人の女性が子を産み育てながら共同生活を送るという関係に対して特に法的保護を与えることにあるところ、我が国において、一人の男性と一人の女性の人的結合関係が、今後の社会を支える次世代の子を産み、育みつつ、我が国の社会を構成し、支える自然的かつ基礎的な集団単位である家族をその中心となって形成しているという実態があって、当該実態に対して歴史的に形成されてきた社会的な承認があることが、抽象的・定型的に認められることに鑑みると、本件諸規定の目的が合理性を有することは明らかである。

そのため、東京高裁判決（１次）の上記説示が、憲法及び本件諸規定が異性婚を前提としたことには合理的な根拠がなかった旨をいうものであれば、前提を誤ったものといわざるを得ない。

エ　なお、札幌高等裁判所令和６年３月１４日判決(甲Ａ第６０３号証)は、憲法２４条の解釈について、「憲法２４条についても、その文言のみに捉われる理由はなく、個人の尊重がより明確に認識されるようになったとの背景のもとで解釈することが相当である。」とした上で、「憲法２４条１項は、人と人との間の自由な結びつきとしての婚姻をも定める趣旨を含み、両性

【有償配布 や Web(ホームページ, ブログ, facebook 等)へのアップロード・転載はお止めください】
【リンクはご自由にお貼りください】
「結婚の自由をすべての人に」東京第二次訴訟(東京高裁)控訴審第3回期日(20250520)で被控訴人から提出された書面です.

つまり異性間の婚姻のみならず、同性間の婚姻についても、異性間の場合と同じ程度に保障していると考えることが相当である。」（同号証・１７ページ）と判示する。

しかし、「個人の尊重がより明確に認識されるようになったとの背景のもとで解釈する」としても、前記イのとおり、法の解釈に際しては、条文の文言の日本語としての意味や文法が重視・尊重されなければならず、文言からかけ離れた解釈が許されないのは当然であって、現に存在する成分の法令の文言を全く離れて飛躍することはできない。憲法２４条は、「両性」及び「夫婦」という文言を用いており、一般的に、「両性」とは、両方の性、男性と女性を意味し、「夫婦」とは、夫と妻又は適法の婚姻をした男女の身分を意味することからすると、同項にいう「両性」及び「夫婦」が、男性又は女性のいずれかを欠き当事者双方の性別が同一である場合を含む概念であると理解する余地はなく、同項は、異性間の人的結合関係のみを婚姻の対象として予定しているものと解するのが相当である。このことは、前記(3)アのとおり、各種学説においても同旨の指摘がされているほか（乙第１５号証ないし乙第１７号証）、憲法２４条１項の制定過程及び憲法審議における議論の状況（乙第２２号証４８６及び４９４ページ）からも裏付けられており、同項にいう「両性」及び「夫婦」が男女を意味するものであることは一層明白である。

オ　以上のとおり、憲法２４条が条文の文言として定める「両性」や「夫婦」といった文言の解釈に当たっては、文言の日本語としての意味や文法が重視・尊重されなければならず、文言からかけ離れた解釈は許されない。控訴人らの前記アの主張は理由がない。

(5)　法律上同性のカップルを対象とする婚姻制度を創設する立法がされていないことの憲法２４条の適合性の判断に当たって、嫡出子の仕組みなど、法律上の親子関係をいかに定めるべきかなどといった婚姻に関する諸制度の検討

【有償配布 や Web(ホームページ，ブログ，facebook 等)へのアップロード・転載はお止めください】
【リンクはご自由にお貼りください】
「結婚の自由をすべての人に」東京第二次訴訟(東京高裁)控訴審第3回期日(20250520)で被控訴人から提出された書面です．

は問題とならないという控訴人らの主張は、その前提を誤ったものであり、理由がないこと

ア　控訴人らは、法律上同性のカップルと法律上異性のカップルとで「一部について異なる規律を設けるとしても、同一制度に包摂することは可能」（控訴人ら第５準備書面・３４ページ）であるから、「たとえば嫡出推定のような規定（民法７７２条）について、法律上同性のカップルに適用するか否かについて立法裁量に委ねるべきと解される場合であっても、それゆえに、現行の法律婚制度に法律上同性のカップルを組み込むことが否定される必然性はない。」（同準備書面・３３ページ）とし、「仮に、立法裁量が問題となり得るとしても、憲法２４条１項が、法律上同性のカップルに対して現行の法律婚制度の利用を保障していると判断することは可能であり、したがって、本件諸規定が法律上同性のカップルに対して現行の法律婚制度の利用を認めないことが憲法２４条１項に違反するとの結論する(ママ)ことは可能である。」（同準備書面・３４ページ）と主張する。

控訴人らの上記主張は、法律上同性のカップルを対象とする婚姻制度を創設する立法がされていないことの憲法２４条の適合性の判断に当たっては、嫡出子の仕組みなど、法律上の親子関係をいかに定めるべきかなどといった婚姻に関する諸制度の検討が問題とならないという前提に立つものと解される。

以下では、上記前提が誤っていることを詳述する。

イ　前記⑵で述べたとおり、最高裁令和３年決定の深山卓也裁判官、岡村和美裁判官及び長嶺安政裁判官の共同補足意見が、「憲法２４条１項は、婚姻をするかどうか、いつ誰と婚姻をするかについては、当事者間の自由かつ平等な意思決定に委ねられるべきであるという趣旨を明らかにしたものであるところ、ここでいう婚姻も法律婚であって、これは、法制度のパッケージとして構築されるものにほかならない。」と述べている。

【有償配布 や Web(ホームページ，ブログ，facebook 等)へのアップロード・転載はお止めください】
【リンクはご自由にお貼りください】
「結婚の自由をすべての人に」東京第二次訴訟(東京高裁)控訴審第3回期日(20250520)で被控訴人から提出された書面です.

すなわち、民法は、婚姻の効果として、配偶者及び三親等内の姻族との間に親族関係を発生させ（７２５条）、配偶者の遺留分を含む相続権（８９０条、９００条１号ないし３号及び１０４２条）、離婚時の財産分与（７６８条）、配偶者居住権（１０２８条）のほか、夫婦同氏の原則（７５０条）、夫婦の同居、協力及び扶助の義務（７５２条）、夫婦間の契約の取消権（７５４条）、夫婦の財産関係（７５５条）、夫婦財産契約の対抗要件（７５６条）、婚姻費用の分担（７６０条）、日常の家事に関する債務の連帯責任（７６１条）、夫婦間における財産の帰属（７６２条）等の夫婦間の権利義務を定めることによって、婚姻をした夫婦（一人の男性と一人の女性の人的結合関係）について、身分関係の発生に伴うものを含め、種々の権利を付与するとともに、これに応じた義務も負担させて、夫婦の一方の死亡後も見据えた夫婦関係の長期にわたる法的安定を図っている。

民法は、実子に関する規定（７７２条以下）や親権に関する規定（８１８条以下）を置き、婚姻をした男女とその子について特に定めており、婚姻をした男女が子を産み育てながら共同生活を送るという関係を想定している。特に、民法は、婚姻をした夫婦間に生まれた子について、嫡出の推定（７７２条）を定めるが、平成２７年夫婦別姓訴訟最高裁判決の寺田逸郎裁判官の補足意見は、「男女間に認められる制度としての婚姻を特徴づけるのは、嫡出子の仕組み（７７２条以下）をおいてほかになく、この仕組みが婚姻制度の効力として有する意味は大きい（注）。現行民法下では夫婦及びその嫡出子が家族関係の基本を成しているとする見方が広く行き渡っているのも、このような構造の捉え方に沿ったものであるといえるであろうし、このように婚姻と結び付いた嫡出子の地位を認めることは、必然的といえないとしても、歴史的にみても社会学的にみても不合理とは断じ難く、憲法２４条との整合性に欠けることもない。」とした上で、注として「嫡出推定・嫡出否認の仕組みは、妻による懐胎出生子は、夫自らが

【有償配布 や Web(ホームページ，ブログ，facebook 等)へのアップロード・転載はお止めください】
【リンクはご自由にお貼りください】
「結婚の自由をすべての人に」東京第二次訴訟(東京高裁)控訴審第3回期日(20250520)で被控訴人から提出された書面です.

否定しない限り夫を父とするという考え方によるものであり、妻が子をもうけた場合に、夫の意思に反して他の男性からその子が自らを父とする子である旨を認知をもって言い立てられることはないという意義を婚姻が有していることを示している。このように、法律上の婚姻としての効力の核心部分とすらいえる効果が、まさに社会的広がりを持つものであり、それ故に、法律婚は型にはまったものとならざるを得ない。」などとしている。

ウ　このように、婚姻制度は、単に婚姻の当事者について定めるにとどまるものではなく、法制度のパッケージとして構築されるものにほかならない。そして、婚姻及び家族に関する法制度は、法制度のパッケージとしてその全体が有機的に関連して構築されているものであるから、法制度の一断片のみを取り出して検討することは相当でないのであって、問題となっている事項が、夫婦や親子関係についての全体の規律の中でどのような位置づけを有するのか、仮にその事項を変更した場合に、法制度全体にどのような影響を及ぼすのかといった点を見据えた総合的な判断が必要とされることから、その制度の構築は、第一次的には国会の多方面にわたる検討と判断に委ねられるべきものである（畑・前掲解説７５５及び７５６ページ参照)。

エ　取り分け、平成２７年夫婦別姓訴訟最高裁判決の寺田逸郎裁判官の前記補足意見のとおり、嫡出子の仕組みが「婚姻制度の効力として有する意味は大きい」ものであり、「法律上の婚姻としての効力の核心部分とすらいえる効果が、まさに社会的広がりを持つ」のであって、「現行民法下では夫婦及びその嫡出子が家族関係の基本を成しているとする見方が広く行き渡っている」ところである。

そうだとすれば、仮に法律上同性のカップルを対象とする婚姻を認める法制度を創設する場合には、法律上同性のカップルの婚姻を認めるとすれ

【有償配布 や Web(ホームページ, ブログ, facebook 等)へのアップロード・転載はお止めください】
【リンクはご自由にお貼りください】
「結婚の自由をすべての人に」東京第二次訴訟(東京高裁)控訴審第3回期日(20250520)で被控訴人から提出された書面です.

ば嫡出子の仕組みをどのように構築していくかについても併せて検討していく必要があるというべきである。

オ　そうである以上、法律上同性のカップルを対象とする婚姻を認める法制度が制定されていない立法不作為の憲法２４条適合性を判断するに当たっては、単に、そのような法制度が存在しないという一断片のみを取り出して、その憲法適合性について検討することは相当ではなく、嫡出子の仕組みなどを始め、婚姻及び家族に関する法制度のパッケージ全体をみて、国会の立法裁量の範囲を超える状態にあるか否かを検討する必要がある。

カ　なお、論点整理において、「現行の実親子法のもとでは、まず、分娩した女性が母となると解される。そして、懐胎時にその女性に夫がいる場合にはその夫が父となり、いない場合には生物学的・遺伝学的な父すなわち精子を提供した男性が認知をすることができ、認知があればその男性が父となる、と解される。そうだとすると、女性カップルにせよ、男性カップルにせよ、同性カップルの双方が実親になることはできない」（乙第３５号証・１０８ページ）と指摘されているとおり、現行法の嫡出子の仕組みを、そのまま法律上同性のカップルに持ち込むことはできないのであって、「同性カップルの双方が実親となることを可能にするためには、制度の新設が必要となる」（同ページ）とされている。また、論点整理においては、「同性カップルに関連する親子関係はいかにして定めるべきか、という問題」がある（同１０９ページ）ことも指摘されており、「同性カップルの法的処遇については、複数の（無数の）選択肢や組合せが考えられる」（同１１０ページ）とされている。

そして、これらの複数の選択肢の中で、いずれを選択していくかについて、憲法２４条を始めとする憲法の規定からその結論が一義的に導かれるものではない。

キ　したがって、法律上同性のカップルを対象とする婚姻制度を創設する立

【有償配布 や Web(ホームページ, ブログ, facebook 等)へのアップロード・転載はお止めください】
【リンクはご自由にお貼りください】
「結婚の自由をすべての人に」東京第二次訴訟(東京高裁)控訴審第3回期日(20250520)で被控訴人から提出された書面です.

法がされていないことの憲法２４条の適合性の判断に当たって、嫡出子の仕組みなど、法律上の親子関係をいかに定めるべきかなどといった婚姻に関する諸制度の検討は問題とならないという控訴人らの前記アの主張は、その前提を誤ったものであり、理由がない。

2　本件諸規定は憲法１４条１項に違反するものではないこと

(1)　控訴人らの主張

控訴人らは、「本件における問題は、これから婚姻に関する法律を一から作るという場面ではなく、既に具体的な「パッケージ」として構築されている現行の法律婚制度について、法律上同性のカップルの利用を認めていないことの憲法適合性である」とし（控訴人ら第５準備書面・５３ページ）、「法律上同性のカップルの人的結合関係に対する社会的承認を考慮するとしても、本件別異取扱いに合理的根拠があるとはいえない」として（同準備書面・７０ページ）、本件諸規定による区別取扱いは、憲法１４条１項に違反すると主張する。

(2)　被控訴人の反論

ア　控訴答弁書第４の２(1)イ（３３及び３４ページ）で述べたとおり、本件諸規定が婚姻について異性間の人的結合関係を対象とし、同性間の人的結合関係を対象とするものとして定めておらず（本件諸規定による区別取扱い）、本件諸規定に基づき同性間で婚姻することができないことは、憲法自体が予定し、かつ許容しているものであって、これが憲法２４条に違反するものといえないことはもとより、憲法１４条１項に違反するものでもない。

イ　また、控訴答弁書第４の２(2)カ（４３及び４４ページ）で述べたとおり、立法府の裁量が認められる規定の憲法１４条１項適合性を判断するに当たっては、当該裁量の広狭に応じ、立法目的の合理性、目的達成のための手段・方法の合理性を具体的に検討すべきであるところ、婚姻及び家族に関

【有償配布 や Web(ホームページ, ブログ, facebook 等)へのアップロード・転載はお止めください】
【リンクはご自由にお貼りください】
「結婚の自由をすべての人に」東京第二次訴訟(東京高裁)控訴審第3回期日(20250520)で被控訴人から提出された書面です.

する事項の立法行為又は立法不作為の憲法１４条１項適合性については、憲法２４条の解釈と整合的に判断する必要があり、婚姻及び家族に関する具体的な制度の構築については立法府の合理的裁量に委ねられているものと解される中、婚姻によって生じる法的効果を享受することができるか否かという点について同性愛者と異性愛者との間に性的指向による差異が生じることは、本件諸規定から生じる事実上の結果ないし間接的な効果にすぎない。

さらに、同性婚に係る権利利益（現行の法律婚制度を法律上同性のカップルが利用できる権利利益を含む。）は、憲法上保障されたものとはいえず、具体的な法制度によって認められたものでもない。これらからすると、本件諸規定が憲法１４条１項に違反する余地があるとしても、それは、婚姻によって生じる法的効果を享受することができるか否かという点について同性愛者と異性愛者との間の性的指向による差異を結果として生じさせる本件諸規定の立法目的に合理的な根拠がなく、又はその手段・方法の具体的内容が立法目的との関連において著しく不合理なものといわざるを得ないような場合であって、立法府に与えられた裁量の範囲を逸脱し又は濫用するものであることが明らかである場合に限られるというべきである。

そして、本件諸規定の立法目的は、一人の男性と一人の女性が子を産み育てながら共同生活を送るという関係に対して特に法的保護を与えることにあり、合理的な根拠があること、また、同性婚を認める法制度を創設していないことが本件諸規定の立法目的との関連においても合理性を有することは、控訴答弁書第４の２(3)及び(4)（４４ないし５３ページ）で述べたとおりである。

ウ　さらに、以上に加えて、以下の事情を指摘することができる。

(ア)　すなわち、前記１(5)のとおり、婚姻制度は、単に婚姻の当事者につい

【有償配布 や Web(ホームページ, ブログ, facebook 等)へのアップロード・転載はお止めください】
【リンクはご自由にお貼りください】
「結婚の自由をすべての人に」東京第二次訴訟(東京高裁)控訴審第3回期日(20250520)で被控訴人から提出された書面です.

て定めるにとどまるものではなく、法制度のパッケージとして構築されるものにほかならない。そして、婚姻及び家族に関する法制度は、法制度のパッケージとしてその全体が有機的に関連して構築されているものであるから、法制度の一断片のみを取り出して検討することは相当でないのであって、問題となっている事項が、夫婦や親子関係についての全体の規律の中でどのような位置づけを有するのか、仮にその事項を変更した場合に、法制度全体にどのような影響を及ぼすのかといった点を見据えた総合的な判断が必要とされることから、その制度の構築は、第一次的には国会の多方面にわたる検討と判断に委ねられるべきものである。取り分け、嫡出子の仕組みが婚姻制度の効力として有する意味は大きいものであり、仮に法律上同性のカップルを対象とする婚姻を認める法制度を創設する場合には、法律上同性のカップルの婚姻を認めるとすれば嫡出子の仕組みをどのように構築していくかについても併せて検討していく必要があるというべきである。そうである以上、法律上同性のカップルを対象とする婚姻を認める法制度が制定されていない立法不作為の憲法２４条適合性を判断するに当たっては、単に、そのような法制度が存在しないという一断片のみを取り出して、その憲法適合性について検討することは相当ではなく、嫡出子の仕組みなどを始め、婚姻及び家族に関する法制度のパッケージ全体をみて、国会の立法裁量の範囲を超える状態にあるか否かを検討する必要がある。

そして、論点整理でも指摘されているとおり、現行法の嫡出子の仕組みを、そのまま法律上同性のカップルに持ち込むことはできないのであって、「同性カップルの双方が実親となることを可能にするためには、制度の新設が必要となる」（乙第３５号証・１０８ページ）とされ、また、「同性カップルに関連する親子関係はいかにして定めるべきか、という問題」があり（同１０９ページ）、「同性カップルの法的処遇については、

【有償配布 や Web(ホームページ, ブログ, facebook 等)へのアップロード・転載はお止めください】
【リンクはご自由にお貼りください】
「結婚の自由をすべての人に」東京第二次訴訟(東京高裁)控訴審第3回期日(20250520)で被控訴人から提出された書面です.

複数の（無数の）選択肢や組合せが考えられる」（同１１０ページ）とされているところ、これらの複数の選択肢の中で、いずれを選択していくかについて、憲法２４条を始めとする憲法の規定からその結論が一義的に導かれるものではない。

(イ) そして、控訴答弁書第４の２(2)ウ（３８ないし４０ページ）で述べたとおり、婚姻（法律婚）は、当事者の合意のみに基づいて成立する一身上の問題であるだけでなく、我が国の社会を構成し、これを支える自然的かつ基礎的な集団単位である家族をその中心となって形成しているという実態があり、当該実態に対しては、歴史的に形成されてきた我が国の社会の承認が存在していると考えられる。このような性質の婚姻について、いかなる人的結合関係をその対象とするかは、婚姻の在り方を形作る核心ともいうべきものであり、我が国の家族の在り方、ひいては社会の根幹に関わる極めて重要な問題でもある。そうであるとすると、婚姻の当事者の範囲や要件については、国の伝統や国民感情を含めた社会状況に加え、将来の我が国の社会をどのような姿に導くことになるのか等を十分に検討して判断する必要があり、そのためには、ある程度時間をかけた幅広い国民的議論が不可欠であるという意味で、民主的なプロセスに委ねることによって判断されるべき事柄にほかならない。

(ウ) 以上によれば、本件諸規定による区別取扱いが存することについて、制度構築に係る国会の立法裁量の範囲を逸脱し又は濫用するものであることが明らかであるなどと解することはおよそできない。

エ　以上からすると、法律上同性のカップルを対象とする婚姻を認める法制度が制定されていないことについて、立法府に与えられた裁量の範囲を逸脱し又は濫用するものであるとは認められず、本件諸規定による区別取扱いは憲法１４条１項に違反するとの控訴人らの前記(1)の主張は理由がない。

【有償配布 や Web(ホームページ，ブログ，facebook 等)へのアップロード・転載はお止めください】
【リンクはご自由にお貼りください】
「結婚の自由をすべての人に」東京第二次訴訟(東京高裁)控訴審第3回期日(20250520)で被控訴人から提出された書面です．

第３　控訴人ら第６準備書面に対する反論

１　控訴人らの主張

控訴人らは、同種訴訟における各下級審判決や国会の動き等を踏まえれば、「野党３党からいわゆる婚姻平等法案が衆議院に提出された２０１９年６月の時点で、本件憲法違反が国会にとって明白であった」（控訴人ら第６準備書面・１７ページ）、「遅くとも２０２３年６月に福岡地裁判決（甲Ａ４５６）が出た時点（中略）において、本件憲法違反が国会にとって明白であ」った（同準備書面・２１及び２２ページ）又は「どれだけ遅くとも、本件の口頭弁論終結までの一定の時点（中略）において、本件憲法違反が国会にとって明白となった」（同準備書面・２６ページ）と述べた上で、「どれ程遅くとも本訴訟の口頭弁論終結時では、（中略）本件立法不作為は立法府に許容された合理的期間を越え、長期にわたる立法措置の懈怠が認められる。」（同準備書面・３０ページ）として、「本件立法不作為は国賠法１条１項の適用上違法であ」（同ページ）ると主張する。

２　被控訴人の反論

(1)　被控訴人原審第２準備書面第２（６及び７ページ）において述べたとおり、立法不作為が国賠法１条１項の適用上違法と評価される場合とは、法律の規定が憲法上保障され又は保護されている権利利益を合理的な理由なく制約するものとして憲法の規定に違反するものであることが明白であるにもかかわらず、国会が正当な理由なく長期にわたってその改廃等の立法措置を怠る場合などの例外的な場合に限られる（再婚禁止期間違憲判決参照）。

しかし、控訴答弁書第４（１５ないし５３ページ）及び前記第２の１において述べたとおり、そもそも本件諸規定は憲法２４条１項及び２項並びに１４条１項に違反していない。加えて、控訴答弁書第５の２(2)（５４ないし５７ページ）で述べたとおり、法律上同性のカップルの法的処遇について、婚

【有償配布 や Web(ホームページ, ブログ, facebook 等)へのアップロード・転載はお止めください】
【リンクはご自由にお貼りください】
「結婚の自由をすべての人に」東京第二次訴訟(東京高裁)控訴審第3回期日(20250520)で被控訴人から提出された書面です.

姻型の法的処遇が導かれるとしても現行婚姻制度と全く同じ婚姻とはいえない旨の民法学者から成る同性カップルの法的処遇に関する研究会の報告（論点整理）がされているところであることを踏まえれば、本件諸規定がこれらの憲法の規定に違反するものであることが明白とはいえないことはより一層明らかであるし、国会が正当な理由なく長期にわたってなすべき立法措置を怠ったといえないことも明らかである。

(2) さらに、本件諸規定の憲法適合性について、司法による統一的判断は未だ示されていない。すなわち、最高裁判所は、「一切の法律、命令、規則又は処分が憲法に適合するかしないかを決定する権限を有する終審裁判所」であるところ（憲法８１条）、最高裁判所は、本件諸規定はもとより、法律上同性のカップルを対象とした婚姻制度が制定されていないことの憲法適合性について、未だ判断を示していない。また、下級審裁判所においても、本件諸規定の憲法適合性について、その結論が分かれていることはもとより、違憲又は違憲状態であるとした各判決をみても、その結論に至る理由づけは区々に分かれている（なお、いずれの判決も未だ確定していない。）。加えて、これらの判決は、いずれも比較的最近言い渡されたものである。

以上のとおり、本件諸規定の憲法適合性については、終審裁判所である最高裁判所による統一的判断は示されていない上、下級審裁判所の判断（結論及び結論に至る理由づけ）も分かれている状況にあり、未だ議論の途上にあるというべきである。そうすると、国会において、本件諸規定が憲法２４条１項及び２項並びに１４条１項に違反するものであることが明白であるにもかかわらず、正当な理由なく長期にわたってその改廃等の立法措置を怠ったといえないことは明らかである。

(3) したがって、国会が本件諸規定を改正しないことについて、国賠法１条１項の適用上違法と評価されることはないのであって、これに反する控訴人らの前記１の主張に理由がないことは明らかである。

以　上